

一時預かり保育のご案内



一時預かり保育とは

家庭で育児をしている保護者の方が、用事や休養等により一時的にお子さんの保育を必要とする場合にお子さんを保育園でお預かりします。



利用できる方

北区在住の健康で集団保育が可能なお子さんで、認可保育園等に入園していない方
(※対象年齢は園ごとに異なりますので、詳細は各園へお問い合わせください)

利用料金

基本料金	1日4時間まで2,000円	(4時間までの基本料金)
追加料金	1時間500円	(4時間を超えて利用する場合の追加料金)
食事・おやつ	1日 500円	(給食またはおやつを希望する方のみ)

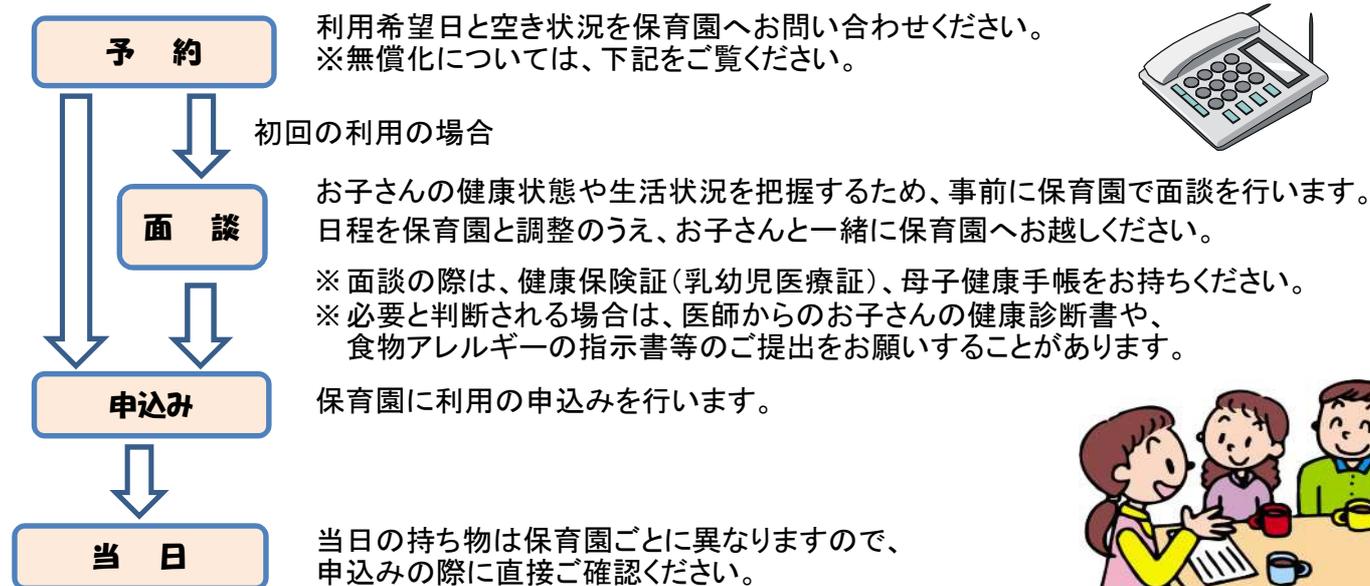


利用料金の支払い方法

- 区立保育園 保育園からお渡しする払い込み用の納付書を金融機関へお持ちになり、窓口でお支払いください。
- 私立保育園 保育園へ直接お支払いください。

※ 3歳から5歳までのお子さんと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんで「保育の必要性の認定」を受けた方は、利用料が無償化されます。(月額上限があります)
対象は、3歳クラスからとなり、2歳クラスの満3歳児は無償となりません。
※ 無償化の対象となる場合でも、保育園に利用料をお支払いいただき、別途、還付のお手続きが必要となります。
※ 無償化の認定(保育の必要性の認定)についての詳細は、裏面をご覧ください。

利用までの流れ



利用にあたってのご注意

次のような理由により、利用のご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。

- 保育園の行事や受け入れの体制により、お預かりできないことがあります。
- 集団での保育を行うため、発熱時や健康状態により特別な対応が必要なお子さんはお預かりすることができません。
- 保育園に慣れていない低年齢児のお子さんについては、長時間の利用に支障がないと認められるまで、短時間の利用をお願いすることがあります。

緊急の理由で一時的に保育を必要とする場合

一定の要件に該当する場合は、一部の区立保育園で実施している「緊急保育」が利用できる場合があります。(保護者の病気や出産による入院などの理由により、家庭での保育ができない場合など)

内容や手続きの詳細については、北区保育課保育運営係(TEL 03-3908-9127)へお問い合わせください。

実施している保育園

右記コードを読み取り、実施園をご確認ください。

※国民の祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除きます。

土曜日は受け入れの体制により、お預かりができないことがあります。



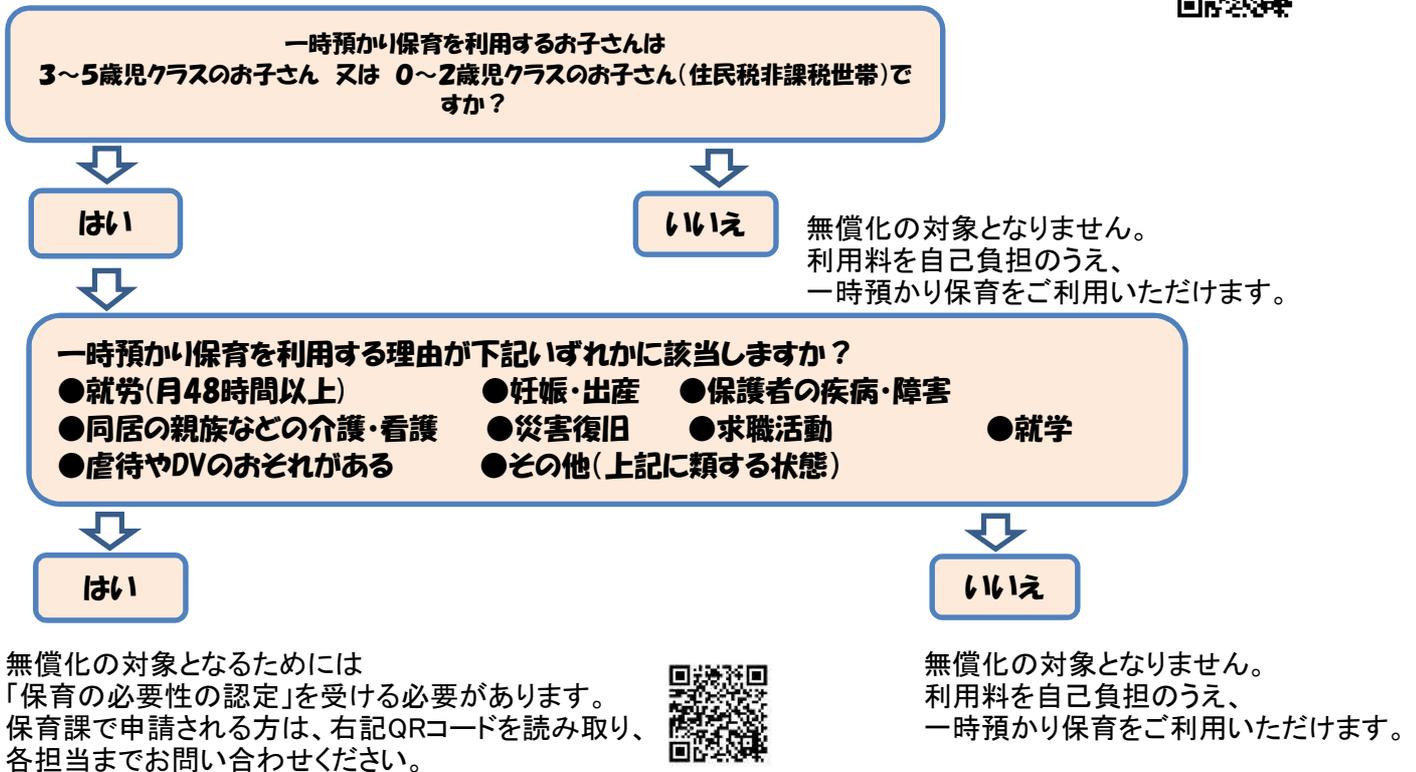
利用料の無償化について(令和元年10月～)

3歳から5歳までのお子さんは月額3.7万円まで、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんは月額4.2万円までの利用料が無償化となります。※3歳クラスから無償となります。2歳クラスの満3歳児は対象になりません(※一時預かり保育のみの上限額ではありません。認可外保育や病児・病後児保育の利用等ですでに上限額に達している場合は、無償化の対象になりません。)

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。その際、就労等の要件を満たす必要があります。

認定こども園、幼稚園等をご利用の方の無償化については問い合わせ先が異なります。

詳細は、右記コードを読み取り、HPをご覧ください。



【一時預かり保育事業に関するお問い合わせ先】

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課保育運営係(第一庁舎2階)

電話番号 03-3908-9127

【利用に関するお問い合わせ、お申し込み先】

各実施園

